

平成27年9月定例会 陳情

平成27年陳情第3号

私学教育を充実・発展させるための陳情

・受理年月日

平成27年8月7日

・陳情の要旨

私学と公立の学費格差は依然として大きく、私学の教育諸条件は全体として公立より劣っている。さらに、4年前の大震災によって施設・設備に甚大な被害を受けた学校も少なくない。

体育館が再建できないなど、教育活動に大きな支障をきたしている学校もある。

また、世帯の所得に応じて、授業料に対する就学支援金が支給されるが、私立高校には授業料に加えて実質的な授業料に相当する高額な「施設設備費」「教育維持費」等がある。

現行の就学支援金だけでは、公私間格差は是正されない。学費を支払うことができず、退学せざるを得ない生徒もなくなる。

私たちは、このような状況を早急に改善し、公立でも私立でも、学費を心配せずに生徒が安心して学べる環境にしていかなければならないと考えている。

以上の趣旨から、下記項目を実現して下さるよう陳情する。

陳情事項

1. 国及び県に対し、過疎地域の私立高校に対する特別助成の増額を含め、私学助成金をさらに充実することを求める意見書を提出すること。

・陳情者

盛岡市本町通り3-18-32 三和マンション101号

私学助成をすすめる岩手の会 会長 新妻 二男

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

平成27年9月定例会 陳情

平成27年陳情第4号

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情

・受理年月日

平成27年8月18日

・陳情の要旨

国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者は、日本人のみの世帯と比較して、日本の扶養制度と無関係な国外にいる扶養親族を無尽蔵に申請できるため、控除額が多額となり所得税が課税されていない人が多数存在する。

この結果、所得税や住民税が生活実態にそぐわない形で軽減されるだけでなく、課税額を算定基礎とする国民健康保険税や介護保険料、保育料及びその他各種の行政サービス等へ影響を与えている。

同一労働、同一賃金の労働者であっても、国外に居住する控除対象扶養親族を多数申請できる者は優遇措置を受けることができ、厳格に徴税される日本人のみの世帯との格差が大きく、ワーキングプアの一因となっている。

また、このように納税者の担税力を無視した状況を放置することは、国民の間に強い不公平感を与えることになりかねない。さらには、非課税となることで、制度上の優遇措置、大幅な減免を受けることができるため、地方公共団体は収入減と支出増という二重の財政負担を強いられている。

これらのことは、国の制度の瑕疵であり、地方行政では対策を講じることができない。

このように多くの問題点が存在することから、自治体職員に法定受託事務上の過負荷をかけるだけの国外控除対象扶養親族を証明することの厳格化のみならず、国民を対象とした制度の本旨に立ち返り、また、税負担の公平性を確保する観点からも、国外控除対象扶養親族の原則廃止など、制度の抜本的な見直しが必要である。

以上のことから、地方都市が今後も存続でき、若い世代が希望を持てるようにするため、国に対して、外国人の扶養控除制度の抜本的な見直しを求める意見書を提出するよう陳情する。

・陳情者

福岡県行橋市今井3713-1

行橋市議会議員 小坪 慎也

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

平成27年9月定例会 陳情

平成27年陳情第5号

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情

・受理年月日

平成27年9月4日

・陳情の要旨

わが国におけるウイルス性肝炎患者は、350万人以上いると推定される。

「国内最大の感染症」であるB型肝炎及びC型肝炎にかかるウイルスへの感染については、国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、またその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあり、C型肝炎の薬害肝炎事件につき国が責任を認め、B型肝炎の予防接種禍事件について最終の司法判断により国の責任が確定したことが周知の歴史的前提である。

しかし、現行の医療費助成の対象は、一定の抗ウイルス療法に限定されており、その治療法に該当しない肝硬変・肝がん患者の入院・手術費用等はきわめて高額にのぼるにもかかわらず、助成の対象外となっている。

国の責任において、高額な医療費負担と就労不能等の生活困難に直面しているウイルス性肝硬変・肝がん患者については、毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態に鑑み、現在は助成対象とはなっていない医療費にも広く助成をおよぼすよう、早急に制度の拡充・充実を図るべきである。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患の障害認定制度は、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされ、早急に患者の実態に配慮した基準の緩和・見直しを行うべきである。

以上の趣旨から、衆参両議院並びに政府に対し、以下の事項を内容とする意見書を提出していただくよう陳情する。

陳情事項

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

・陳情者

仙台市青葉区一番町1丁目17-24 高裁前ビル2階
B型肝炎被害対策東北弁護団 団長 鹿又 喜治

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。

平成27年9月定例会 陳情

平成27年陳情第6号

戦災資料館の再建と艦砲戦災の実相調査を推進することを求める陳情

・受理年月日

平成27年9月8日

・陳情の要旨

今年、戦後70年であるとともに、釜石市においても艦砲戦災から70年の節目の年である。

しかし、これからの未来を担う子供たちが、戦災の歴史、実相を知り、平和を学び、考える場であるはずの戦災資料館は、2010年8月開館したが、わずか7カ月後の東日本大震災による巨大津波の直撃を受けて破壊され、展示品の多くを流出し、今はもうない。

オープン当時の資料によると、釜石市は戦災資料館の目的を「釜石は本州で初めて、1945年7月14日と8月9日の2度にわたる艦砲射撃を受け、市街地は焦土と化した。そこから不屈の精神で復興を果たした。65年後の今日、戦争の事実を語り継ぎ、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう平和と命の尊さを次の世代に伝えるため、戦災資料館を開設する。」と説明している。

東日本大震災を経た今日、歴史に向き合い、困難を乗り越え、命をつないできた釜石市及び釜石市民を象徴する施設がこの戦災資料館だったと改めて思う。また、展示品の回収、保存に全国の博物館関係者の皆さんが支援してくださったことも忘れてはならない。

戦災資料館の再建は、東日本大震災で被災した博物館、図書館関係者の皆さんにも勇気を与えることにつながる。

戦後70年は、直接の体験者が辛うじて存命しているぎりぎりの時期であり、今を逃しては、体験の継承も実相の解明もますます困難になってしまう。

このことは、未来を担う子供たちに対する大人たちの責任であり、下記の項目を実現してほしい。

陳情事項

1. 戦災資料館を再建すること。
2. 釜石市の事業として、戦災体験者の証言を記録し、資料を収集し、艦砲戦災の実相を解明すること。国籍を問わず全犠牲者の氏名を調査し、明らかにすること。

・陳情者

東京都中野区上鷲宮1-8-2

山本 直好

・処理結果

本会議において報告しました。

上記項目を記載した陳情文書表を、全議員及び本会議に出席した当局職員へ配付しました。